

# 第1章 安全なまちづくり推進施策

## 1 基本的施策

### 1. 「自助」「共助」の推進

犯罪のない、安全なまちづくりを推進するためには、まず、市民自らが「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」という「自助」「共助」の自覚と安全意識を持ち、日頃から互いに力を合わせ、助け合うような関係で構築された地域社会の創造が求められます。

#### (1) 自分の安全を守るための「自助」意識の高揚及び知識の共有

市民一人ひとりが、自らの身体及び財産は自ら守るという「自助」意識を高め、日頃から、身の回りで発生している犯罪に関する情報の収集や犯罪被害に遭わないための知識を習得することのできるまちづくりを推進します。

#### 【自分の安全を守るための意識の高揚及び知識の共有】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
・地域で発生している犯罪の傾向などに関する情報収集、啓発		
・不審電話等は警察へ通報または相談する	・積極的な「声かけ」・「確認」による被害の未然防止	・広報、ホームページ、ふれあいメール、街頭啓発などを通じた防犯に関する知識・情報の提供
・犯罪被害に遭わないための知識の習得 ・防犯対策についての話し合い		・犯罪被害防止の研修及び講習
・広報、ホームページ、ふれあいメール、街頭啓発、防犯講座などからの防犯に関する知識や講習・情報の収集		
・「県民防犯の日（毎月16日）」や各季県民防犯運動への参加		・「県民防犯の日（毎月16日）」や各季県民防犯運動の連携協働
・防犯・消費者啓発、出前講座、講演、講習などへの参加	・防犯・消費者啓発出前講座、講演、講習などへの参加、協力 ・犯罪防止のための自主事業活動	・市民の防犯意識の高揚に向けた防犯・消費者啓発、出前講座、講演、講習など各種啓発事業の継続的实施及びレベルアップ

#### (2) 自分たちの地域は自分たちで守る「共助」地域へ

それぞれの地域コミュニティなどにおける住民相互の連携及び市民、事業者、警察署、市及び関係行政機関が一体となった連携情報ネットワークを充実していく中で、防犯パトロールなどの各種自主防犯活動が広く展開し、継続していくまちづくりを推進します。

【自分たちの地域は自分たちで守る地域へ】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティなどにおける連携体制</li> <li>・地域の防犯組織への参加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者との連携及び市民の相互連携を促す体制</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署、市及び関係行政機関との連携の強化</li> <li>・緊急時の連絡体制を確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、警察署、市及び関係行政機関を結ぶ情報ネットワークの充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動（地域の防犯パトロール・地域における防犯出前講座など）の積極的実施、協力</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動への支援（情報提供、技術的助言など）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯装備車両による防犯パトロールの実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動（青色防犯パトロール）の支援</li> </ul>

2 環境整備施策

1. まちの美観の確保

「一枚の割れたガラス窓を放置しておく、たちまち街全体が荒れ、犯罪が増加する。」すなわち、美観を損ねたまちなみは犯罪者に「すき」の多いまちであるというイメージを与え、犯罪を誘発するといういわゆる「割れ窓理論」は、それに基づき対策を講じたアメリカのニューヨーク市や日本の札幌市などにおいて実証的な成果をもたらしています。そのことから、安全なまちづくりの一環として環境の美化を推進することが求められます。

(1) まちの美観を損ねる要因の排除

不法投棄、違反屋外広告物、落書き、ポイ捨て、空き家や空き地、生い茂った雑草や樹木、放置自転車などにより美観を損ねたまちなみが犯罪を誘発することにならないよう、それらの要因を排除するための対策を強化します。

【まちの美観を損ねる要因の排除】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、違反屋外広告物、落書き、ポイ捨てなどマナー違反に対する監視の強化及び一人ひとりのマナーの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観や治安を損ねる要因となるような違反屋外広告物などの掲示の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の環境美化意識啓発のための行政活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における一斉清掃参加など自己意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの散乱を防止する事業活動（消費者の意識啓発、回収容器の適正配置など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止パトロールなどの監視活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出ルールなどの遵守</li> <li>・空き家、空き地の適切な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地などの適正な管理（美観や見通しの確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づいた市民、事業者に対する指導、助言など</li> <li>・空き家等による建物の劣化、雑草や樹木の繁茂に対する指導など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反者の通報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車防止の観点からの自転車駐車場の適正配置や管理</li> </ul>

## 2. 街頭犯罪防止のための環境整備

市民が足を踏み入れる場所における街頭犯罪を防止するために、死角や暗がりなど犯罪を誘発する要因を排除するとともに、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場などの施設の整備にあたっては、それらが犯罪防止に寄与する構造や設備を有するように配慮したハード面での基盤整備が求められます。

### (1) 死角の少ないまちづくり

死角を生む原因となりえる樹木や構造物の適正配置など、見通しの良い空間づくりに配慮します。

#### 【死角の少ないまちづくり】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
・多くの人の目を自然な形で確保する。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・死角になる障害物の撤去</li> <li>・生垣、庭木などの刈込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車駐車場及び自転車駐車場などにおける見通しの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場などにおける防犯カメラなどの「人の目」の確保（監視性の確保）</li> <li>・見通しを確保するため樹木等の定期的な管理</li> </ul>

### (2) 暗がりの少ないまちづくり

夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ、防犯灯、商店街灯、道路照明灯の設置や管理、一般家庭の玄関灯や門柱灯の照明などにより暗がりの少ない明るいまちづくりを推進します。

#### 【暗がりの少ないまちづくり】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会による防犯灯の設置、管理</li> <li>・防犯のための玄関灯や門柱灯などの照明やセンサーライトの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車駐車場、自転車駐車場などにおける照明灯の設置、管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED防犯灯の管理</li> <li>・道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場などにおける照明灯の設置、管理</li> </ul>

### (3) 街頭犯罪防止に配慮した構造、設備などを有する施設の普及

道路におけるひたたりや連れ去りを防止するための歩道と車道の分離や駐車場における車上ねらいを防止するためのゲート、防犯カメラの設置など、犯罪の発生が危惧される施設における構造や設備面からの防犯を図ります。

【街頭犯罪防止に配慮した構造、設備などを有する施設の普及】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯ブザーなど防犯用品の携帯</li> <li>・「車上ねらい」防止のため、車の施錠や貴重品を置かないことへの徹底</li> <li>・音と光を出すセキュリティ機器の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車駐車場、自転車駐車場などの施設における防犯に配慮した構造改善及び防犯設備の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路における歩道と車道の分離や公園における出入口の限定など防犯に配慮した施設の構造改善</li> <li>・公園その他の施設における防犯カメラなどの設備の設置導入及び事業者が行う防犯設備の設置などの普及</li> <li>・特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進</li> </ul>

3. 住宅への侵入犯罪防止のための環境整備

住宅への侵入犯罪を防止するために、当該住宅を犯罪防止に配慮した構造や設備を有するものとするとともに、不審者の侵入を阻止することができる周辺の環境整備が求められます。

(1) 共同住宅の防犯性の向上

共同住宅への侵入犯罪を防止するために、共用玄関、エレベーターホール、廊下、階段などの共用部分について、見通しや照度の確保及びそれらを補完するための防犯カメラなどの機材の設置に努めます。また、専用部分のドア扉やベランダ、窓ガラスなどについて、防犯に配慮した構造、材質等を有するものが普及するよう努めます。さらに、住宅周辺における見通しや照度についても確保されるよう、環境整備を図ります。

【共同住宅における防犯性の向上】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助錠や面格子、ドアチェーン、の取付け</li> <li>・共用部分の整理整頓</li> <li>・居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅及びその周辺の整備、管理にあたり、防犯に十分に配慮(見通しや照度の確保及び各種防犯設備の設置など)</li> <li>・防犯性能の高い建物部品や破壊されにくい構造の部材や設備等の設置</li> </ul>	

(2) 一戸建住宅の防犯性の向上

一戸建住宅への侵入犯罪を防止するために、周辺の見通しや照度の確保及び構造、設備面における防犯への配慮がなされた住宅の普及を目指します。また、施錠の徹底や防犯アラームの設置など、住民自身の意識面からの安全管理の促進を図ります。

【一戸建住宅における防犯性の向上】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯意識の向上</li> <li>・ 塀、柵及び生垣で死角を作らない</li> <li>・ 補助錠や面格子、ドアチェーン、防犯アラーム、防犯フィルム、センサー付照明などの取付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯性の高い住宅の普及、啓発</li> <li>・ 防犯性能の高い建物部品や破壊されにくい構造の部材や設備等の普及・啓発</li> </ul>	

3 対象別施策

1. 青少年の健全育成

最近の犯罪の低年齢化の背景として、青少年の道德意識や対人関係の希薄化、抑制力の不足と短絡的な行動傾向などが指摘されております。こうした問題を解決するために、「地域の子供は地域で守り育てる」という理念のもと、地域一丸となって指導及び環境の浄化に努めることが求められます。また、携帯電話、スマートフォンなどは便利な情報ツールですが、違法・有害な情報が氾濫し、さらには不特定多数の人とコミュニケーションが取れることなどが、犯罪被害の入口になっています。青少年の情報教育を充実させるために最新機器、機能、サイトなどの知識・情報を習得するとともに、保護者への啓発に努める必要があります。

(1) 青少年への指導

地域の自主防犯組織や青少年健全育成団体などが実施する防犯パトロールや補導活動などの街頭指導や家庭・学校での情報教育・道德教育をとおして健全育成の充実を図ります。

【青少年への指導】

市民の取組	事業者の取組	市（教育機関・学校など）の取組
・市や警察などの関係行政機関と連携しての地域の青少年への指導		・青少年補導員などの指導とおした健全育成
・あいさつの励行、地域での声かけ推進		・ヤングテレホン相談、メール相談などを通じての健全育成
・家族の団欒の場をつくる		・情報教育を行うための知識の習得
・情報教育を行うための知識の習得		・学校における情報教育・道徳教育の充実
・家庭におけるインターネットや携帯電話・スマートフォン利用状況の把握及び使用時の指導		・学校における健全な判断能力を育成するための啓発・教育
・インターネットや携帯電話・スマートフォンのフィルタリング機能の使用		・学校におけるインターネットや携帯電話・スマートフォン使用時の指導

(2) 有害環境の浄化活動の推進

青少年の健全育成のために、地域一丸となって有害環境の浄化活動を推進します。

【有害環境の浄化活動の推進】

市民の取組	事業者の取組	市（教育機関・学校など）、関係行政機関の取組
・地域総ぐるみで有害環境浄化活動の推進		
・ネット犯罪、屋外広告物、有害図書、有害がん具、規制薬物、危険ドラッグなどが身近に晒されないようにする		
・有害なインターネットサイトの監視		・有害なインターネットサイトの監視

2. 子供の安全確保

ここ数年、子供が対象となった凶悪かつ猟奇的な犯罪が目立ちます。このような状況では、保護者、学校、地域住民、警察署、行政が一丸となって子供の安全を確保するための対策を継続的に推進することが求められます。

(1) 子供の安全教育（指導）の充実

子供が自らの安全を確保するため、危険予測能力や自衛的な行動をとるための知識を育む、教育の充実を図ります。



【子供の安全教育（指導）の充実】

市民の取組	事業者の取組	市（教育機関・学校など）、 関係行政機関の取組
・家庭及び地域における安全教育の充実		・学校における安全教育の充実
・あいさつの励行、地域での声かけ推進		・子ども向け防犯出前講座による防犯能力の向上
・一日の出来事を家族で話し合う		・子供の安全教育に関する保護者や地域への啓発及び連携協力
・事件や事故に対する安全対策を話し合う		

(2) 通学路などにおける安全対策の充実

通学路などにおいて、子供に危険が及ぶことがないように、地域における防犯パトロールや地域安全マップづくりなどの活動、また「子ども安全協力の家」、「子どもかけ込み110番の店」の周知、促進を図ります。

【通学路などにおける安全対策の充実】

市民の取組	事業者の取組	市（教育機関・学校など）、 警察署の取組
・地域における防犯パトロール（青色回転灯装備車両による防犯パトロールなど）や地域安全マップづくりなどの活動の充実		
・「子ども安全協力の家」への協力	・「子ども安全協力の家」、「子どもかけ込み110番の店」への協力	・「子ども安全協力の家」、「子どもかけ込み110番の店」の周知、促進

(3) 学校（園）の施設内における安全対策

学校（園）の敷地内に不審者の侵入を許さないよう、出入口の限定や閉鎖等の施設面での措置を講じるとともに、安全対策マニュアル等を定めるなどし、学校（園）の施設内における安全確保及び危機回避体制の充実を図ります。

【学校（園）の施設内における安全対策】

市民の取組	事業者（私立学校など）の 取組	市（教育機関・学校など）、 警察署の取組
・学校周辺での不審者や不審車両の通報 ・防犯パトロールへの積極的な参加	・学校周辺での防犯パトロール（特に児童の登下校時間帯を重点的に実施） ・出入口の限定、門扉の閉鎖の徹底 ・速やかに情報を周知する体制の確立 ・来訪者の入口及び受付の徹底 ・来訪者に対する名簿の記入及び許可証使用	
・学校（園）の施設における防犯的配慮	・安全対策マニュアルや危機管理マニュアルなどの作成 ・防犯カメラの適正な設置、運用、管理 ・不審者の侵入防止及び死角の排除を目的とした配置	

### 3. 高齢者の安全確保

被害が激増している振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の手口や不審者などに関する情報を迅速かつ正確に提供し、家族や関係機関と連携した防犯活動を展開してまいります。

#### (1) 高齢者への被害防止対策の充実

ふれあいメールなどを通じ、特殊詐欺や不審者などに関する情報を提供していくとともに、「青色防犯パトロール」を実施するなど、監視体制の強化も図り、引き続き地域と家庭、警察などの関係機関と連携した防犯活動を推進します。

#### 【振り込め詐欺などにおける被害防止対策の充実】

市民の取組	事業者の取組	市、関係行政機関の取組
・地域で発生している犯罪の傾向などに関する情報収集、啓発		
・不審電話等は警察へ通報 または相談する	・積極的な「声かけ」・「確認」による被害の未然防止	・広報、ホームページ、ふれあいメール、街頭啓発などを通じた防犯に関する知識・情報の提供
・折り返し電話訓練（元の携帯電話か勤務先に確認の電話をかける） ・留守番電話の利用 ・知らない人にお金を渡さない ・お金を宅急便で送らない ・還付金等の返還手続きでATMに行かない	・防犯・消費者啓発出前講座、講演、講習などへの参加、協力	・消費者啓発、出前講座、講演、講習など各種啓発事業の継続的实施及びレベルアップ ・青色回転灯装着車両による防犯パトロールの実施

## 第2章 計画推進のために

### 1. 「桐生市安全なまちづくり推進協議会」の設置

市民、事業者、警察署、市及び関係行政機関が相互に連携し、特に、市民の視点から、安全なまちづくりを推進していくために、その中核的機能を果たす「桐生市安全なまちづくり推進協議会」を設置します。

### 2. 計画の実効性の確保

#### (1) 計画の見直し及び施策の反映

この基本計画について、「群馬県犯罪防止推進条例」及び「条例に関する指針」の改定、社会情勢の急激な変化などに併せ、適宜見直しを行い各年度の施策に反映します。